

○ 住宅耐震改修特別控除

(事例1) 平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除の適用を受ける場合

【記載例1-1】住宅耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税額等のうちに8%の税率により課されるべき消費税額等が含まれる場合

控除額

次の算式により計算する(措法41の19の2①②)。

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅耐震改修に係る耐震} \\ \text{工事の標準的な費用の額} \\ \text{(最高250万円)} \end{array} \right] \times 10\% \dots\dots \rightarrow \text{〔100円未満の端数切捨て〕}$$

設例

住宅耐震改修をした年月日	平成26年10月25日
住宅耐震改修証明書に関する事項	
住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	2,776,000円
交付を受ける補助金等の合計額	800,000円
住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	2,500,000円

→ 「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書(平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をした方用)」を使用する。

住宅耐震改修特別控除額の計算明細書

(平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をした方用)

(平成26年分)

氏名

国税 太郎

この明細書は、平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合に、住宅耐震改修特別控除額を計算するために使用します。

詳しくは、控用の裏面の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を読んでください。

なお、平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合には「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書(平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をした方用)」を使用してください。

○ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修に係る耐震工事的標準的な費用の額	①	2,776,000	円	← 「住宅耐震改修証明書」の「(2)(4) 当該住宅耐震改修に係る耐震工事的標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
①に関し交付を受ける補助金等の合計額	②	800,000		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます(平成23年6月30日以後に耐震改修に係る契約を締結した場合に限ります。)
(① - ②)	③	1,976,000		
住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	④	2,500,000		← 「住宅耐震改修証明書」の「(2)(c) 当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額」欄の金額を転記してください。 なお、平成26年分については、平成26年1月1日から同年3月31日までの間にも住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合、耐震改修工事限度額は異なります。詳しくは、控用の裏面の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を読んでください。
③と④のいずれか少ない方の金額	⑤	1,976,000		← ④の金額が2以上ある場合には、④の金額のうち最も高い耐震改修工事限度額が限度となります。
住宅耐震改修特別控除額 (⑤ × 10%)	⑥	197,600	(100円未満の端数切捨て)	← 申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。 なお、平成26年分については、平成26年1月1日から同年3月31日までの間にも住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合には、この欄の金額と「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書(平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をした方用)」の⑥欄の金額との合計額を書きます。 また、住宅特定改修特別税額控除額又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。